

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
- (2) 平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示案
- (3) 平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十八項及び第四十五条の二十第三項第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局について、2017年にインマルサットの第4世代システムである「インマルサット BGAN 型(Swift Broadband)」(現在国内では携帯移動地球局としてのみ利用可能)の利用が国際民間航空機関(ICA0)において承認され、インマルサット SwiftBroadband-Safetyとして海外では既に利用されています。

我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成したので、当該改正案に対して意見を募集するものです。

3 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： satellite.radio_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年2月1日(土)から同年3月2日(月)まで(必着)

※郵送については、同日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担 当：加藤課長補佐、郷藤衛星推進係長、本田官

電 話：03-5253-5816

F A X：03-5253-5903

E-mail：satellite.radio_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について

1

— 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局に新たなシステムを追加 —

1 改正の背景

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局について、2017年にインマルサットの第4世代システムである「インマルサットBGAN型(Swift Broadband)」(現在国内では携帯移動地球局としてのみ利用可能)の利用が国際民間航空機関(ICA0)において承認され、インマルサットSwiftBroadband-Safetyとして海外では既に利用されている。

我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成したので、当該改正案に対して意見を募集するもの。

2 省令改正概要

- (1) 「航空機地球局のインマルサットBGAN型の空中線電力の表示を規定」
主搬送波の変調の型式「D」の項の平均電力表示設備として、航空機地球局のインマルサットBGAN型を追加(電波法施行規則第4条の4)
- (2) 「航空機地球局の聴守電波の電波型式の追加」
電波法70条の4の規定による航空機地球局の聴守電波の電波型式として「インマルサットBGAN型」の電波型式である「D7W」を追加する。
(運用規則第146条第5項)
- (3) 「航空機地球局の無線設備に「インマルサットBGAN型」の技術的条件を追加」
(第45条の20第3項)
また、当該システムの各許容値を規定する。
(設備規則第24条第28項、別表第1号注40、別表第2号第31、別表第3号37)

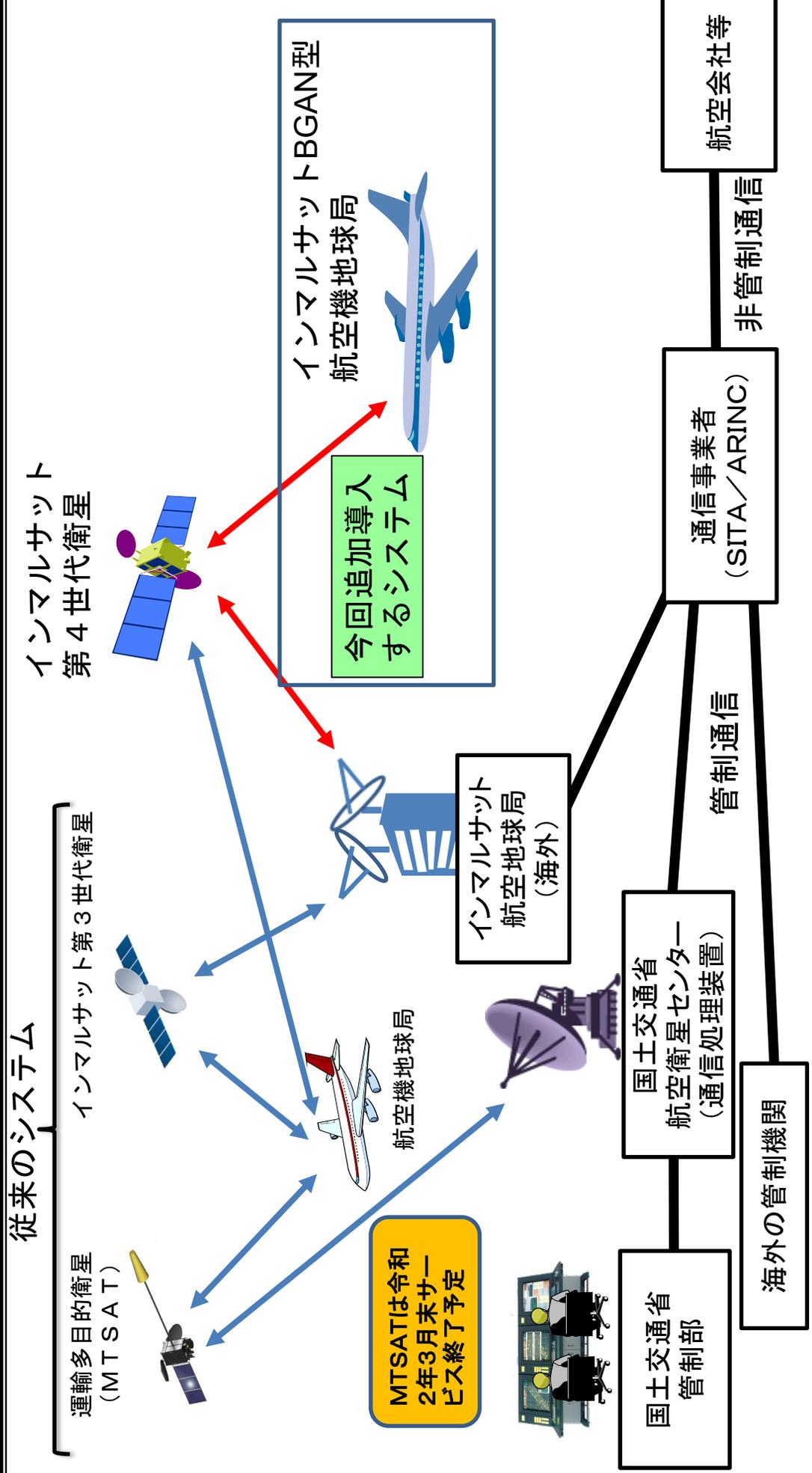
3 告示改正等概要

- (1) 「常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならぬ周波数」(平成5年郵政省告示第302号)の一部改正
インマルサットM型、ミニM型の廃止に伴う改正
- (2) 「外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実」(平成15年総務省告示第344号)の一部改正
インマルサットM型、ミニM型の廃止に伴う改正
- (3) 「無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第二十四条第二十八項及び第四十五条の二十第三項第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件」
インマルサットBGANの送信装置、受信装置の技術的条件(漏えい電力等)の規定
(新規告示)

4 施行期日

電波監理審議会答申を受けた場合は、速やかに関係省令等を改正予定。

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局



・航空機の洋上管制は、短波通信の他、衛星通信（音声／データ）が活用されており、国内では、静止衛星である国土交通省が運用する運輸多目的衛星（MTSAT）とインマルサットシステム（第3世代システム）が活用されている。

・インマルサット第4世代システムである「インマルサットBGAN型（Swift Broadband）」についても国際民間航空機関（ICAO）において承認され海外では既に利用されており、今般国内の航空運送事業者から管制通信利用の要望があったことから、「インマルサットBGAN型」についても航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局の設備として搭載が可能となるよう制度整備を行うものである。

航空機地球局等各システムの比較（参考）

航空機地球局 (航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの)	
MTSAT	インマルサット
衛星数、エリア	静止衛星1基 (東経145度) (アジア、西太平洋)
衛星軌道高度	36,000km
免許人	航空運送事業者(JAL、ANA等)
局数	199局
個別／包括	個別免許
定期検査	2年周期
無線従事者	航空無線通信士以上
運用義務	有
聴守義務	有
通信の優先順位	有
備付け書類	必要

※航空機地球局にはこの他に、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わない局もある。
(Ku帯 gogo社、パナソニックアビオニクス 包括免許)